

# 地区税務協議会からのお知らせ

上京・左京・中京・下京・右京税務署の確定申告会場は  
「西陣織会館」です。

税務署内には、確定申告会場は開設しておりません！！

作成済みの確定申告書等は、郵送等で管轄する税務署にご提出ください。

なお、記載内容についての審査は提出後に行うこととしております。

| 開設期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 相談受付時間 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|
| 令和4年<br>2月16日(水)～3月15日(火)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 9時～16時 |  |
| <p>※ 土・日・祝日は開設しておりません。</p> <p>※ 申告書等の受付、用紙の交付は17時まで行っております。</p> <p>※ 会場ではご自分で申告書等の作成やスマホ・パソコン操作をお願いしております。</p> <p>※ 会場では納税証明書の発行は行っておりません（税務署で行っています。）。</p> <p>※ 会場では納税できません。お近くの金融機関等をご利用ください。</p> <p>また、QRを利用したコンビニ納付や振替納税などの便利な納付手段をご利用ください（詳細は国税庁ホームページをご確認ください。）。</p> <p>※ 会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。</p> <p>※ 西陣織会館では電話によるお問合せはお受けしておりません。</p> |        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |  |
| 京都市上京区堀川通今出川南入西側                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |  |

## 《確定申告会場での感染症対策にご協力ください》

- ① 会場の入場には「入場整理券」が必要です。  
なお、オンラインによる入場整理券の事前発行も行います。
- ② 来場者数によっては入場を制限するほか、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ③ ご来場の際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は入場をお断りすることがあります。
- ④ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ⑤ ボールペンなどの筆記用具・計算器具等をご持参ください。

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページから！

自宅で

詳しくは  
裏面を  
ご覧ください

お知らせ

医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です！  
※ 医療費の領収書は提出せず、自宅で5年間保存してください。

上京・左京・中京・下京・右京税務署

回覧

# ご自宅からのe-Tax申告のご案内

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

www.keisan.nta.go.jp



スマートフォンはこちらから→



全国で314万人の方が国税庁HPを利用して申告書を提出しています！

## STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告等作成コーナー

給与所得の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」(国税庁が「xml」のもの)をお持ちですか？

はい いいえ

書面で交付された源泉徴収票の入力

年末調整済み源泉徴収票

> 年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の区分け方

源泉徴収票を入力する

スマホ専用画面

源泉徴収票の入力

今年2年分の源泉徴収票に紐づけられているとおり入力してください。

①支払金額

②給与所得控除後の金額

③所得控除後の金額

④源泉徴収税額

⑤源泉徴収税額が2桁で記載(円単位)

⑥源泉徴収税額が2桁で記載(円単位)

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和2年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



#### ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

対応端末の一覧はこちらから！

### IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応したID・パスワード↓

※届出完了通知の受付番号・ID

※届出完了通知のパスワード

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

## 相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が为您解答します。

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

電話相談センター

税務署へ電話、音声案内に従って番号を選択